

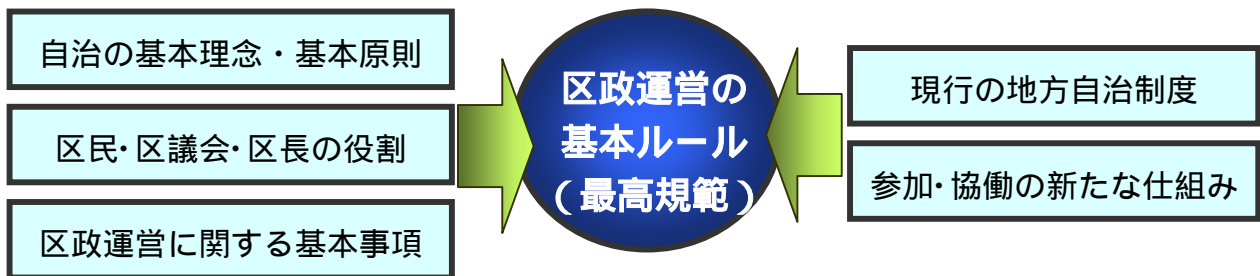
## ・ 条例制定の意義



## 1. 自治の推進に関する基本条例とは

「自治の推進に関する基本条例」とは、分権社会にふさわしい自治の基本理念・基本原則を明らかにし、自治の主体である区民と区民の信託に基づく区議会・区長それぞれの役割、区政運営に関する基本的な事項を定める条例です。区政運営全般を規律する最も基本となる条例として、豊島区の自治の最高規範に位置づけられます。

また、憲法や地方自治法等の法律で定められている全国版の地方自治制度をベースに、地域の特性を活かし、参加と協働によるまちづくりを推進していくための新たな制度や仕組みも加え、豊島区版のルールとして定めるものです。



### (1) 全国的な制定の動き

平成12年4月の地方分権一括法にはじまる分権改革の大きなうねり、本格的な少子高齢・人口減社会への移行に伴う行政ニーズの多様化と引き続く厳しい財政状況、NPOや市民活動の広がりや官民の役割分担の見直しなど、近年の自治体を巡る状況はめまぐるしく変化しています。

こうした状況を背景として、各自治体では分権社会に対応した自治体運営を確立するために、これまでのような行政主導の自治体運営から地域社会の多様な主体の参加・協働による地域経営への転換を図るための様々な取り組みが進められています。そして、このような取り組みを制度面から推進するものとして、住民参加条例や市民活動推進条例、協働推進条例、さらにこれらを包括する自治体運営の総合的な基本条例を制定する動きが全国的に広がっています。

中でも、一般的に「自治基本条例」として括られる条例を制定する動きは、平成13年4月に北海道ニセコ町で施行された「ニセコ町まちづくり基本条例」をかわきりに、わずか5年のうちに約50の自治体で制定・施行されています。また、現在検討中の自治体を含めるとその数は100を超えられ、特に都市部を中心に制定の動きが加速しています。

全国自治体の制定状況（平成18年3月現在 企画課調べ）

【施行・制定済みの条例】 \* 施行順

北海道ニセコ町「ニセコ町まちづくり基本条例」	（平成13年4月1日施行）
兵庫県宝塚市「宝塚市まちづくり基本条例」	（平成14年4月1日施行）
兵庫県生野町「生野町まちづくり基本条例」	（平成14年6月1日施行）
福島県会津坂下町「会津坂下町まちづくり基本条例」	（平成15年4月1日施行）
埼玉県鳩山町「鳩山町まちづくり基本条例」	（平成15年4月1日施行）
東京都清瀬市「清瀬市まちづくり基本条例」	（平成15年4月1日施行）
石川県羽咋市「羽咋市まちづくり基本条例」	（平成15年4月1日施行）
東京都杉並区「杉並区自治基本条例」	（平成15年5月1日施行）
新潟県柏崎市「柏崎市市民参加のまちづくり基本条例」	（平成15年10月1日施行）
新潟県吉川町「吉川町まちづくり基本条例」	（平成15年10月1日施行）
兵庫県伊丹市「伊丹市まちづくり基本条例」	（平成15年10月1日施行）
愛知県東海市「東海市まちづくり基本条例」	（平成15年12月22日施行）
岡山県大佐町「大佐町まちづくり基本条例」	（平成16年2月11日施行）
栃木県南河内町「南河内町まちづくり基本条例」	（平成16年4月1日施行）
埼玉県富士見市「富士見市自治基本条例」	（平成16年4月1日施行）
栃木県大平町「大平町自治基本条例」	（平成16年7月1日施行）
東京都多摩市「多摩市自治基本条例」	（平成16年8月1日施行）
新潟県関川村「関川村むらづくり基本条例」	（平成16年8月1日施行）
神奈川県愛川町「愛川町自治基本条例」	（平成16年9月1日施行）
埼玉県草加市「草加市みんなでまちづくり自治基本条例」	（平成16年10月1日施行）
三重県伊賀市「伊賀市自治基本条例」	（平成16年12月24日施行）
埼玉県久喜市「久喜市自治基本条例」	（平成17年3月1日施行）
福井県越前市（旧武生市）「越前市自治基本条例」	（平成17年3月1日施行）
岡山県新見市「新見市自治基本条例」	（平成17年3月31日施行）
北海道奈井江町「奈井江町まちづくり自治基本条例」	（平成17年4月1日施行）
青森県八戸市「八戸市協働のまちづくり基本条例」	（平成17年4月1日施行）
福島県原町市「原町市まちづくり基本条例」	（平成17年4月1日施行）
東京都文京区「『文の京』自治基本条例」	（平成17年4月1日施行）
東京都足立区「足立区自治基本条例」	（平成17年4月1日施行）
東京都中野区「中野区自治基本条例」	（平成17年4月1日施行）
神奈川県川崎市「川崎市自治基本条例」	（平成17年4月1日施行）
神奈川県大和市「大和市自治基本条例」	（平成17年4月1日施行）
静岡県静岡市「静岡市自治基本条例」	（平成17年4月1日施行）
愛知県知立市「知立市まちづくり基本条例」	（平成17年4月1日施行）
香川県さぬき市「さぬき市まちづくり基本条例」	（平成17年4月1日施行）
埼玉県秩父市「秩父市まちづくり基本条例」	（平成17年5月24日施行）
大阪府岸和田市「岸和田市自治基本条例」	（平成17年8月1日施行）
三重県四日市市「四日市市市民自治基本条例」	（平成17年9月1日制定）

福島県三春町「三春町町民自治基本条例」	(平成17年10月1日施行)
愛知県豊田市「豊田市まちづくり基本条例」	(平成17年10月1日施行)
香川県善通寺市「善通寺市自治基本条例」	(平成17年10月1日施行)
北海道登別市「登別市まちづくり基本条例」	(平成17年12月21日施行)
三重県名張市「名張市自治基本条例」	(平成18年1月1日施行)
長野県木曾町「木曾町まちづくり条例」	(平成18年1月26日施行)
東京都三鷹市「三鷹市自治基本条例」	(平成18年4月1日施行)
北海道清水町「清水町まちづくり基本条例」	(平成18年4月1日施行)
大阪府大東市「大東市自治基本条例」	(平成18年4月1日施行)
大阪府池田市「池田市まちづくり条例」	(平成18年4月1日施行)

【策定・検討中の条例】 \* 条例名は仮称

東京都練馬区「練馬区自治基本条例」	(平成17年3月懇談会設置)
東京都町田市「町田市自治基本条例」	(平成18年2月検討委員会答申)
東京都国分寺市「国分寺市自治基本条例」	(平成17年4月検討委員会素案)
東京都昭島市「昭島市自治基本条例」	(平成17年8月市民会議素案)
東京都調布市「調布市住民自治基本条例」	(平成16年12月懇談会設置)
東京都小平市「小平市自治基本条例」	(平成18年度から検討開始)
東京都東久留米市「東久留米市基本条例」	(参加条例を先行して検討中)
北海道苫小牧市「苫小牧市自治基本条例」	(平成17年11月行政素案)
北海道稚内市「稚内市自治基本条例」	(平成17年10月審議会設置)
北海道札幌市「札幌市自治基本条例」	(平成17年12月市民会議最終報告)
北海道江別市「江別市自治基本条例」	(平成17年6月懇話会設置)
北海道遠別町「遠別町自治基本条例」	(平成18年2月策定委員会素案)
北海道音更町「音更町自治基本条例」	(平成18年2月検討会議素案答申)
岩手県宮古市「宮古市自治基本条例」	(平成16年2月市民懇談会最終報告)
群馬県玉村町「玉村町自治基本条例」	(平成17年4月策定研究会設置)
埼玉県新座市「新座市自治基本条例」	(平成17年5月検討委員会中間報告)
千葉県鎌ヶ谷市「鎌ヶ谷市自治基本条例」	(平成17年7月策定委員会設置)
千葉県我孫子市「我孫子市自治基本条例」	(平成17年10月懇談会提言)
神奈川県寒川町「寒川町自治基本条例」	(平成16年7月策定委員会設置)
神奈川県平塚市「平塚市自治基本条例」	(平成18年3月議会提案)
神奈川県横須賀市「横須賀市自治基本条例」	(平成15年研究会設置)
神奈川県藤沢市「藤沢市自治基本条例」	(平成17年「考える広場」開設)
神奈川県茅ヶ崎市「茅ヶ崎市自治基本条例」	(平成17年8月検討委員会設置)
山梨県甲府市「甲府市自治基本条例」	(平成17年7月つくる会設置)
新潟県上越市「上越市自治基本条例」	(平成17年1月市民会議設置)
長野県飯田市「飯田市自治基本条例」	(平成17年5月議会特別委員会設置)
岐阜県岐阜市「岐阜市住民自治基本条例」	(平成16年3月協働指針を先行して策定)
岐阜県多治見市「多治見市自治体基本条例」	(平成17年9月議会提案)
愛知県日進市「日進市自治基本条例」	(平成18年2月検討会条例案)
愛知県犬山市「犬山市自治基本条例」	(平成17年7月検討会設置)

滋賀県守山市「守山市自治基本条例」	(平成17年5月市民委員会提言)
大阪府豊中市「豊中市自治基本条例」	(平成17年3月検討委員会設置)
大阪府八尾市「八尾市まちづくり基本条例」	(平成17年8月策定委員会設置)
大阪府吹田市「吹田市自治基本条例」	(平成17年9月研究会最終報告)
大阪府寝屋川市「寝屋川市みんなのまち条例」	(平成17年10月検討委員会中間報告)
兵庫県篠山市「篠山市自治基本条例」	(平成18年3月議会提案)
香川県丸亀市「丸亀市自治基本条例」	(平成18年3月議会提案)
愛媛県四国中央市「四国中央市自治基本条例」	(平成17年4月検討委員会設置)
福岡県筑後市「筑後市自治基本条例」	(平成17年8月懇談会設置)
熊本県熊本市「熊本市自治基本条例」	(平成17年3月議会提案)

## (2) 共通する規定内容

これまでに制定された条例を比較してみると、構成や規定項目には少しずつ違いが見られますが、中心的な規定内容としては、おおよそ以下の5つの共通点があげられます。

- 自治の基本理念・基本原則を明らかにしていること
- 自治の主体である区民(市民等)の基本的な権利・責務を明らかにしていること
- 住民自治を実現するための参加や協働の仕組みを規定していること
- 自治体運営の基本事項を定めていること
- 最高規範的な条例として位置づけていること

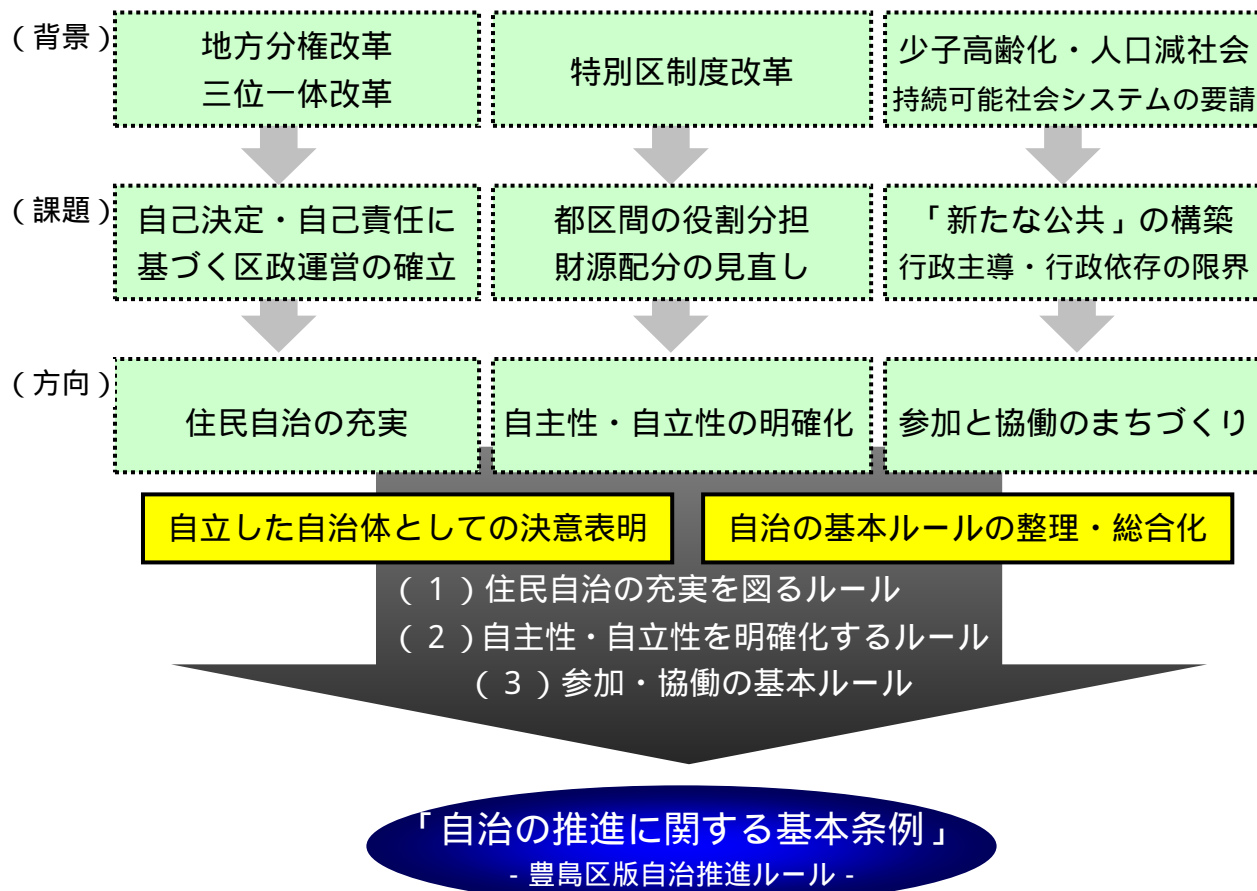
このうち、の自治体運営の基本事項として、議会に関する規定を置いているものと置いていないものがありますが、最近制定された条例のほとんどは、自治の全体像を明らかにする意味から議会に関する規定を設けています。また、議会に関する規定を置かないものについては、行政基本条例として区別する考え方もあります。

さらに、前述の～の構成要素のうち、特にに重点を置いたものとして、市民参加条例、市民活動推進条例、協働推進条例などの「自治基本条例」に類する様々なタイプの条例や、住民投票条例、パブリックコメント条例などの個別条例を制定する動きも見られますが、「自治基本条例」はこれらの条例を包括し、かつ自治体運営の全体像を示す基本条例として条例体系の最上位に位置づけられます。

こうした上位規範としての基本条例を制定することにより、この条例を枠組み法として他の条例間の整合性を図り、条例を体系化していくことが可能になります。また、この条例で定める基本理念・基本原則と、基本計画やこれに基づく政策・施策を連動させることにより、総合的・統一的な区政運営の展開を図っていくことにもつながります。

▶▶ 他自治体条例の規定項目比較 巻末参考資料参照

## 2. 条例制定の背景と必要性

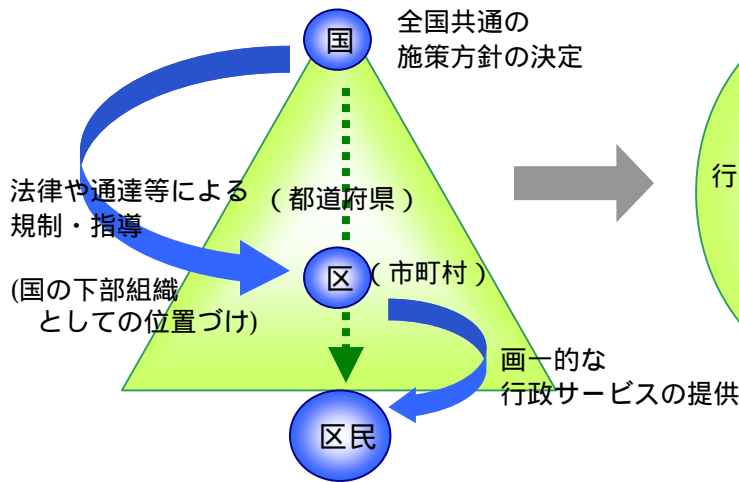


\*「豊島区版自治推進ルール」とは、「全国版ルール」である現行地方自治制度を踏まえ、さらに上記の課題を解決していくために必要な新たな制度や仕組みを創設し、豊島区の自治をさらに推進していくことを目的とする「地域版ルール」と言えます。

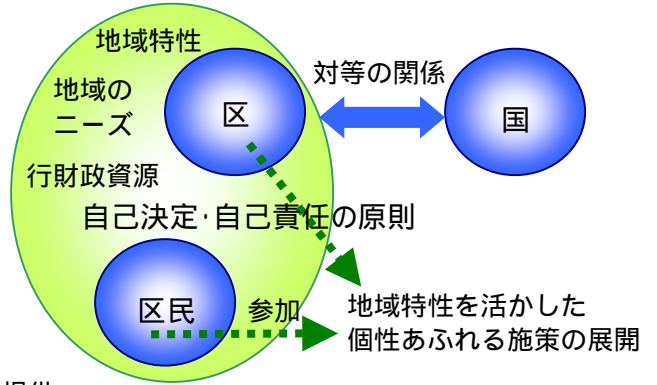
### (1) 住民自治の充実を図るルール

平成12年4月の「地方分権一括法」施行により、いわゆる機関委任事務が廃止され、従来の中央官庁主導による全国画一的な施策決定システムに替わり、自治体は国と対等な地方の政府として、地域特性や地域ニーズを的確に把握し、限られた行財政資源を有効に活用して個性あふれる施策を展開していく自律的なシステムを構築していくことが求められるようになりました。そして、このような分権型の施策決定システムの基本原則となるのが、自ら決定し、自ら責任を負う「自己決定・自己責任の原則」です。

【中央集権的な施策決定システム】



【分権型の施策決定システム】



自治体の自己決定権が拡大し、独自施策を展開していく可能性が広がってきたことに伴い、区民の代表機関として施策決定に携わる区議会・区長の責任はより一層大きなものとなっています。

しかし、地域特性を活かした施策を展開していくためには、地域社会の将来に対するビジョンを区と区民が共有し、施策づくりへの区民参加を推進していくことが不可欠です。そして、そのような参加・協働型の施策づくりにおいては、「自己決定・自己責任の原則」は、区民の信託を受けた区議会・区長を規律するだけではなく、区民と区がそれぞれの役割を果たす中で担い合うものとなります。さらに、最終的には自治の主体である区民自らが、どのような地域社会の将来を選択するかに関わってくる原則と言えます。

したがって、「自己決定・自己責任の原則」に基づく自治体運営を確立するためには、団体自治の制度的強化を図るだけではなく、地域における区民の主体的な取り組みを土台として、住民自治の充実を図っていくことが求められます。

しかしながら、現行地方自治制度は、憲法が保障する直接公選制や地方自治法等に規定される直接請求制度など、団体自治に対する住民の権利を保障する制度が中心であり、区民自らが自治の主体として地域社会づくりを担うという視点は十分とは言えません。そこで、住民自治の充実を図っていくために、現行制度を補完する新たな仕組みや制度を構築していくことが求められます。

この条例は、「住民自治を起点とする協働のまちづくり」を基本理念として位置づけ、区議会・区長に区政を信託するだけではなく、区民自らがまちづくりの主体として活動していくための基本原則を定め、住民自治の充実を図ることを目的とするものです。



## ( 2 ) 自主性・自立性を明確化するルール

豊島区ほか 23 区は、首都東京という大都市における行政の一体性確保の観点から、地方自治法における特別地方公共団体の特別区として、普通地方公共団体の市町村とは異なる位置づけに置かれ、その権限の一部が制限されています。

平成 12 年の特別区制度改革により、改正地方自治法に「基礎的な地方公共団体」として位置づけられたとはいえ、実質的には都区財政調整制度により財政の自主性・自立性が阻まれており、都区間の役割分担・財源配分をめぐる未解決の課題を抱えています。

また、特別区の歴史的経緯を辿っても、戦後地方自治法改正により区長の公選制が実現したにもかかわらず、特別区については昭和 27 年に区長公選制が廃止され、その後の長い自治権拡充運動を経て昭和 45 年にやっと復活を遂げたこと、また、これに関連して争われた裁判で、特別区は日本国憲法が規定する地方公共団体にあたらないとした最高裁判決(昭和 38 年)が法律上の通説とされていることなど、特別区の位置づけには依然として曖昧な部分が残されています。

こうした特別区における未解決の課題の解決なくしては、真の分権改革は成り立ちえません。名実ともに基礎的自治体としての地位を獲得していくためには、23 区が協調して都に働きかけていくとともに、それぞれの区が区民に最も身近な基礎的自治体としてのアイデンティティを示し、自主的・自立的な区政運営を確立していくことが求められます。

このような問題意識に立ち、豊島区では「地域区民ひろば構想」をはじめ、独自の地域課題を解決するために課税自主権を活用した新たな法定外税の創設、文化を基軸としたまちづくりの推進、LRT 構想や都市計画道路の整備と連動した街づくりなど、地域の個性を活かした施策を展開しています。また同時に、引き続き厳しい財政状況に対応し、行財政運営の抜本的な改革に取り組み、自立した行財政基盤の確立をめざしています。

この条例を制定する目的のひとつは、こうした取り組みをさらに推進し、特別区制度改革の流れをより確固たるものにしていくことです。そのため、「自主的・自立的な区政運営の確立」を基本理念として位置づけ、基礎的自治体としての自己革新の決意を表明するとともに、国及び東京都との対等な政府間関係の確立と、他の自治体等との連携による自治確立のための法制度の構築をめざすことを明記しています。

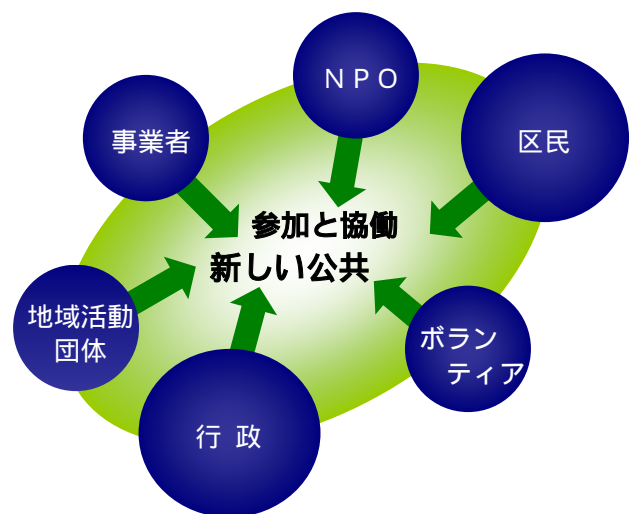
### (3) 参加・協働の基本ルール

少子高齢化の進展により行政ニーズが増大する一方、本格的な人口減社会の到来を控えて引き続く厳しい財政状況が予想される中で、これまでのように行政が主体となってサービスを提供していくことが困難な状況になりつつあります。豊島区においても、行政サービスの提供のあり方を見直し、「選択と集中」の視点から施策の重点化を進め、限られた行財政資源をより有効に活用していく抜本的な改革を進めています。

また、益々複雑・多様化するニーズに対し、「公平性」を原則とする行政の画一的なサービスの提供では対応に限界があり、官民の役割分担を見直しつつ、民でできること、或いは民の方が効率的でより地域に密着したきめ細かなサービスの提供が期待できることは民に任せていこうという考え方が浸透し、指定管理者制度など公共サービス部門への民間参入の動きも広がっています。

さらに阪神淡路大震災を契機として、ボランティアやNPO等の公益的な活動が広がりを見せ、ライフスタイルが多様化する都市においても地域住民相互の助け合いの大切さが見直され始め、「補完性の原則」(\*)に基づき、身近な地域の課題は区民自らが解決していこうという意識が高まっています。

このような状況を背景として、持続可能な地域社会を築いていくために、地域社会に関わる区民、地域活動団体、ボランティア・NPO等の公益的な活動団体、さらに民間事業者も含めて多様な主体が自発的な意思に基づいて地域活動に参加し、それぞれの特性と能力を活かし合い、協働して公共的な課題を解決していく仕組みを構築していくことが求められています。



こうした「新しい公共」の仕組みを築いていくために、この条例は「参加」と「協働」を自治の基本原則として位置づけ、まちづくりや区政への参加の基本ルールと地域社会の多様な主体による協働の基本原則を定めるものです。

\* 補完性の原則：個人・近隣など地域社会の小さな単位で解決できる問題は地域における自助・互助・共助に任せ、自治体や国などが介入すべきではなく、小さな単位では解決不可能あるいは非効率なもののみを自治体や国などの大きな単位が行う（公助）べきであるとする考え方。EU（欧州連合）と各加盟国との間で締結された欧州連合条約（マーストリヒト条約）に謳われた「補完性の原則」に基づく。

また、この条例は現行の地方自治制度を踏まえ、参加と協働を柱とする自治の基本ルールを整理・総合化したものと言えます。下の図は、この条例の各条文について、既に法令等で定められている制度の中で自治の根幹に関わるものを改めてこの条例に位置づけたもの（自治の再定義）と、既に運用されている制度に法的な担保を与えるものも含めて新たに創設するもの（自治の新定義）に分けて示したのですが、参加・協働に関わる既存の制度は情報公開制度などに限られており、この条例を制定することにより、多様な参加・協働の仕組みが制度化されることになります。

すでに他の法令・条例等で  
定められているもの  
（自治の再定義）  
全 47 条中 16 条（重複あり）

第 1 章 総則 区長等・区の定義  
（第 2 条）

第 2 章 区民 行政サービスを受ける権利（第 7 条）、行政サービスに係る負担の分任（第 8 条）

第 4 章 区政への参加、協働 区政情報を知る権利（第 14 条）、区政情報の公開及び提供（第 15 条）、個人情報の保護（第 19 条）

第 5 章 区議会 区議会の設置（第 28 条）、区議会の権限（第 29 条）、区議会の役割（第 30 条）

第 6 章 区長 区長の設置（第 34 条）、区長の権限（第 35 条）、区長の役割（第 36 条）、職員の責務（第 38 条）

第 7 章 区政運営 基本構想（第 40 条）、行政手続（第 41 条）、財政状況の公表（第 43 条）

新たに創設するもの  
（自治の新定義）  
全 47 条中 42 条

第 1 章 総則 区民の定義（第 2 条）、自治の基本理念（第 3 条）、基本原則（第 4 条）、最高規範性（第 5 条）、自治推進委員会の設置（第 6 条）

第 2 章 区民 区民の権利（第 7 条）、区民の責務（第 8 条）、事業者の責務（第 9 条）

第 3 章 コミュニティ コミュニティの意義（第 10 条）、コミュニティを基盤とする活動の原則（第 11 条）、区の役割（第 12 条）、まちづくりに関する提案等（第 13 条）

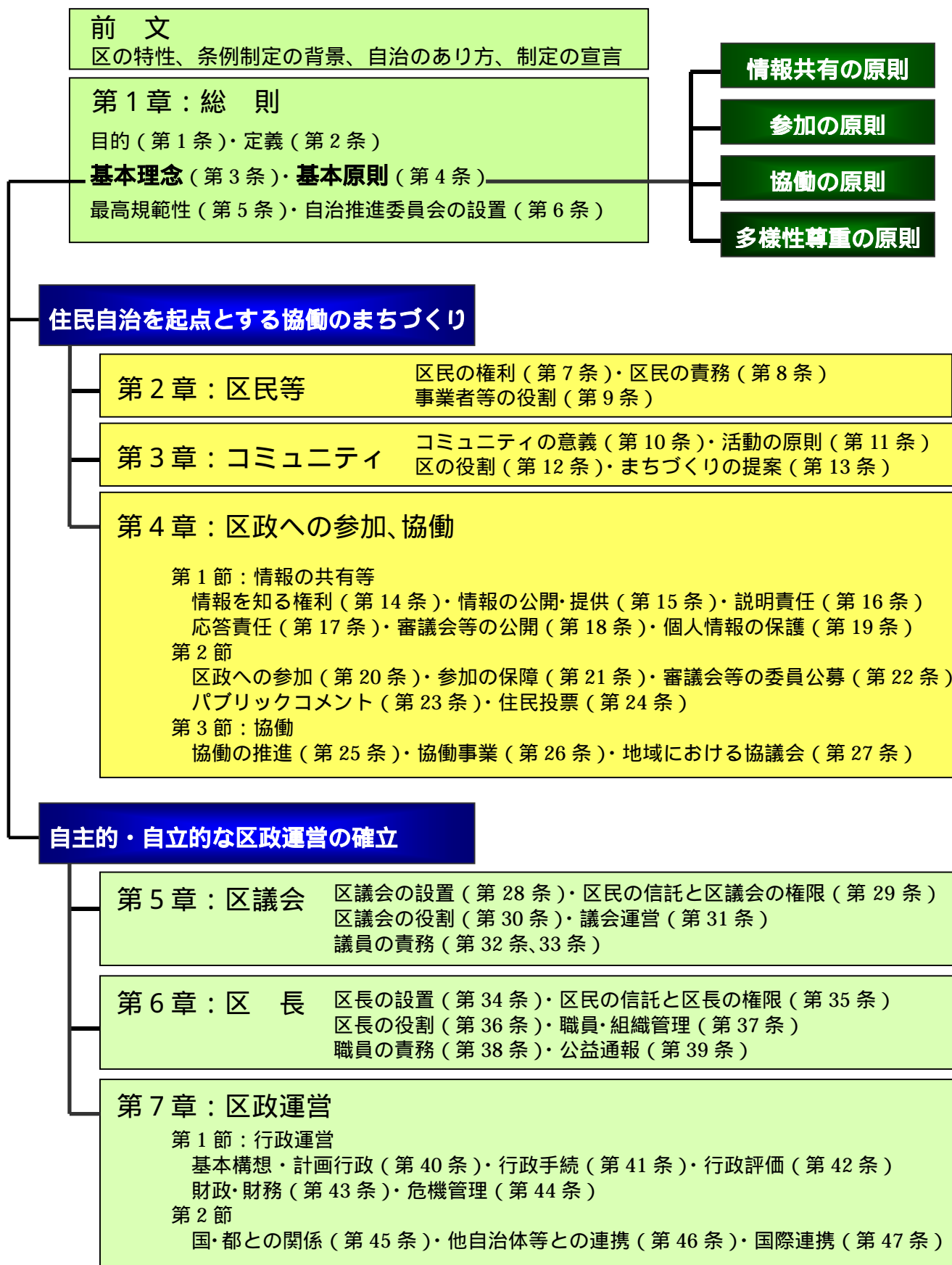
第 4 章 区政への参加、協働 説明責任（第 16 条）、応答責任（第 17 条）、審議会等の公開（第 18 条）、区政への区民参加（第 20 条）、区民参加の保障（第 21 条）、審議会等の委員の公募（第 22 条）、パブリックコメント（第 23 条）、住民投票（第 24 条）、協働の推進（第 25 条）、協働事業（第 26 条）、地域における協議会（第 27 条）

第 5 章 区議会 区議会の設置（第 28 条）、区民の信託（第 29 条）、区議会の役割（第 30 条）、議会運営（第 31 条）、議員の責務（第 32・33 条）

第 6 章 区長 区長の設置（第 34 条）、区民の信託（第 35 条）、区長の役割（第 36 条）、組織及び職員の管理（第 37 条）、職員の責務（第 38 条）、公益通報等（第 39 条）

第 7 章 区政運営 基本構想及び計画行政（第 40 条）、行政評価（第 42 条）、財政・財務（第 43 条）、危機管理（第 44 条）、区及び都との関係（第 45 条）、他の自治体等との連携（第 46 条）、国際的な連携（第 47 条）

### 3. 条例の構成



## 4. 条例文(全文)

---

### 目次

#### 前文

- 第1章 総則(第1条 - 第6条)
- 第2章 区民等(第7条 - 第9条)
- 第3章 コミュニティ(第10条 - 第13条)
- 第4章 区政への参加、協働
  - 第1節 情報の共有等(第14条 - 第19条)
  - 第2節 区民参加(第20条 - 第24条)
  - 第3節 協働(第25条 - 第27条)
- 第5章 区議会
  - 第1節 区議会の意義及び役割(第28条 - 第31条)
  - 第2節 議員の責務(第32条・第33条)
- 第6章 区長
  - 第1節 区長の意義及び役割(第34条 - 第37条)
  - 第2節 区の職員(第38条・第39条)
- 第7章 区政運営
  - 第1節 行政運営(第40条 - 第44条)
  - 第2節 他機関等との連携(第45条 - 第47条)

#### 附則

私たちの豊島区は、副都心池袋を中心とするにぎわいのあるまち、歴史や個性ある商店街とそれを取り巻く住宅街、大学などの教育文化施設が混在し、これまで様々な表情を持つ都市として、多様な人々や文化を受け容れながら発展してきました。

私たちを取り巻く社会が変化する中で、自治のあり方も変わりつつあります。文化、環境、福祉、教育、防犯・防災など、様々なまちづくりの課題に自主的に取り組む活動が広がり、地域の中で多様な区民が新たな役割を担い始めています。

今、この豊島区で共に暮らし、働き、学ぶ私たち区民は、自らが自治の主体であることを改めて確認します。

身近な地域の課題について、まずその地域に住む人々が主体的に取り組むことを起点とし、さらに地域社会に関わる多様な人々に協働の環を広げ、一人ひとりの個性と権利を尊重しながら、連携していく過程を大切にします。

また、私たちは、区議会及び区長に区政を信託するとともに、自らも積極的に区政に参加・協働することを通じ、真に区民の意思に基づく自治の実現を図ります。

そして私たちは、地域からの視点とともに、より広い視野で社会をみつめ、まちを訪れる人々とともに、豊島区をさらに豊かなものとして、未来に引き継いでいくことをめざします。

ここに私たち区民は、日本国憲法が掲げる地方自治の本旨を踏まえ、区議会及び区長と自治の基本理念を共有し、豊島区の自治の最高規範としてこの条例を制定します。

### 第1章 総則

#### (目的)

第1条 この条例は、豊島区の自治の基本理念及び基本原則を明らかにするとともに、区民、

区議会及び区長についてのそれぞれの役割並びに区政運営に関する基本的な事項を定めることにより、自治の実現を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 住民 豊島区の区域内(以下「区内」という。)に住む人をいう。
- (2) 区民 前号に掲げるもの又は区内で働く人若しくは学ぶ人をいう。
- (3) 事業者等 区内で事業活動又は公益的な活動を行う団体をいう。
- (4) 区長等 区長、教育委員会、選挙管理委員会及び監査委員をいう。
- (5) 区 区議会及び区長等をいう。

(基本理念)

第3条 区民及び区は、次に掲げることを自治の基本理念とする。

- (1) 身近な地域の課題について、住民自らが主体的に取り組むことを自治の起点とし、多様な区民及び事業者等が協働してまちづくりを行うこと。
- (2) 区は、区民、事業者等及び関係機関と連携し、自らの判断と責任の下に、自主的かつ自立した区政運営の確立を図ること。

(基本原則)

第4条 区民及び区は、前条の基本理念を実現するため、次に掲げる原則を自治の基本原則とし、それぞれ次に定めることを内容とするものとする。

- (1) 情報共有の原則 区民及び区が、相互に情報を提供し、共有すること。
- (2) 参加の原則 区民の参加は、責任ある主体的な意思に基づくものであること。
- (3) 協働の原則 地域社会にかかわる多様な主体が、それぞれの役割分担及び対等な協力関係に基づき、共通の目的を実現するために連携し、ともに活動すること。
- (4) 多様性尊重の原則 年齢、性別、国籍、心身の状況、社会的・経済的状況等の違いに配慮するとともに、多様な区民の個性を尊重すること。

(最高規範性)

第5条 この条例は、豊島区の自治の最高規範であり、区民及び区は、この条例に定める事項を最大限に尊重しなければならない。

2 区は、この条例の理念に照らして、法令等を解釈又は運用し、他の条例等を制定又は改廃するとともに、この条例の理念を具体化するための条例等の体系化に積極的に取り組まなければならない。

3 区は、社会、経済等の環境の変化並びに区民及び区による自治実現の取組状況等に照らして、この条例の内容を検証し、区民の意見を反映した見直しを行うものとする。

(自治推進委員会の設置)

第6条 自治の円滑な推進を図るために、区長の附属機関として自治推進委員会を設置する。

2 自治推進委員会は、この条例の運用及び見直し、この条例の理念を発展させるための諸制度及び組織機構のあり方その他の自治の推進に関する重要事項について、区長の諮問に応じて審議を行い答申するとともに、自ら区長に対して提言することができる。

- 3 区長は、前項の答申及び提言を尊重し、豊島区の自治を推進する施策に反映させなければならない。
- 4 前3項に定めるほか、自治推進委員会に関する必要な事項は、別に条例で定める。

## 第2章 区民等

### (区民の権利)

第7条 区民は、自治の主体として、次に掲げる権利を有する。

- (1) 地域のまちづくりを主体的に行う権利
  - (2) 区政に参加する権利
  - (3) 前2号の権利を行使するために必要な情報を知る権利
  - (4) 行政サービスを受ける権利
- 2 区民は、まちづくり及び区政への参加又は不参加によって、いかなる差別も受けない。

### (区民の責務)

第8条 区民は、権利には責任及び義務が伴うことを自覚し、前条第1項各号の権利を行使するに当たっては、次に掲げることに努めなければならない。

- (1) 地域のまちづくりにおいて、区民相互の自発的意思を尊重し合い、連携すること。
- (2) 区政に参加するうえで、自己の発言及び行動に責任を持つこと。
- (3) 区民相互のコミュニケーションを大切にし、まちづくりに必要な情報を共有すること。
- (4) 子どもが安全かつ健全に成長できるよう配慮するとともに、豊かな地域社会を将来に引き継いでいくこと。
- (5) 行政サービスに係る負担を分任すること。

### (事業者等の役割)

第9条 事業者等は、地域社会にかかわる多様な主体の一員として、区民と協働し、まちづくりに参加することができる。

- 2 事業者等は、地域環境に配慮するとともに、地域社会と協調し、その発展に寄与するよう努めなければならない。

## 第3章 コミュニティ

### (コミュニティの意義)

第10条 コミュニティとは、地域における多様な人と人とのつながりをいう。

- 2 地域における活動及びそれを担う組織・集団はコミュニティを基盤として形成される。

### (コミュニティを基盤とする活動の原則)

第11条 コミュニティを基盤とする活動の原則は、次に掲げることを内容とする。

- (1) 区民の自発的な意思に基づく参加及び区民相互の立場を尊重した連携を基本とすること。
- (2) 区民一人ひとりの生活を豊かにすることを目的とすること。
- (3) 子どもからおとなまで、世代を越えた交流及び学び合いを大切にすること。

( 区の役割 )

第 12 条 区は、コミュニティを基盤として活動する区民の主体性を尊重しなければならない。

2 区長等は、コミュニティを基盤とする活動に対して必要な支援を行うとともに、この条例の理念にのっとり、多様な活動が連携していくための施策を推進しなければならない。

( まちづくりに関する提案等 )

第 13 条 区民は、地域の共通課題について共に考え、合意形成を図るための自主的な協議に自発的な意思に基づき参加することができる。

2 区民は、前項の協議を通じ、まちづくりに関する区民の考えを区長に提案することができる。

3 区長は、前項の提案を受けた場合は、その趣旨を尊重し、区政に反映させるよう努めなければならない。

第 4 章 区政への参加、協働

第 1 節 情報の共有等

( 区政情報を知る権利 )

第 14 条 区民は、区政への参加に必要な情報の公開を区に請求し、区から説明を受けることができる。

( 区政情報の公開及び提供 )

第 15 条 区は、前条に定める区民の権利を保障し、区民の区政への積極的な参加を推進するために別に条例の定めるところにより、区政情報を区民に公開しなければならない。

2 区は、多様な媒体を積極的に活用し、区政情報を区民に分かりやすく提供しなければならない。

( 説明責任 )

第 16 条 区長等は、政策の立案、実施及び評価のそれぞれの過程において、その経過、内容、効果等について、区民に分かりやすく説明しなければならない。

( 応答責任 )

第 17 条 区長等は、区民から区政に関する要望、意見、苦情等の申立てがあったときは、速やかに事実関係を調査し、これに答えなければならない。

( 審議会等の公開 )

第 18 条 区長等が設置する審議会等の会議は、公開する。ただし、法令、条例等の規定により非公開とされる会議又は議事内容に別に条例で定めるところの非公開情報が含まれ、公開することが適当でない認められる場合は、この限りでない。

( 個人情報の保護 )

第 19 条 区は、個人の権利及び利益が侵害されることがないように、別に条例の定めるところにより、区が保有する個人情報の保護について必要な措置を講じなければならない。

2 区は、個人情報の開示等を求める権利を保障する。



## 第2節 区民参加

### (区政への区民参加)

第20条 区民は、区における課題の把握並びに計画等の策定、実施及び評価の各段階において区政に参加することができる。

### (区民参加の保障)

第21条 区長等は、区民が区政に参加できるように多様な参加の機会を保障しなければならない。

2 区長等は、区の基本的な計画又は重要な政策等を策定する場合に、事案に応じて必要な区民参加の手続を講じなければならない。

### (審議会等の委員の公募)

第22条 区長等は、法令、条例等により審議会等を設置する場合は、委員の一部又は全部を区民から公募しなければならない。ただし、審議会等の議事内容に別に条例で定めるところの非公開情報が含まれる場合その他委員を区民から公募することが適当でないと認められる場合は、この限りでない。

### (パブリックコメント)

第23条 区長等は、区の基本的な計画又は重要な政策等を決定する場合に、事前に区長等の案を公表し、区民の意見を聴くとともに、提出された区民の意見に対する区長等の考え方を公表しなければならない。

### (住民投票)

第24条 区は、区政に重大な影響を有する事項について、住民投票制度を設けることができる。

2 区は、住民投票の結果を尊重しなければならない。

3 住民投票の実施に関して必要な事項は、別に条例で定める。

## 第3節 協働

### (協働の推進)

第25条 区長等は、地域社会にかかわる多様な主体が協働の意義及び目的を共有し、共に活動できるよう支援するとともに、協働を推進するための総合的な施策を整備しなければならない。

### (協働事業)

第26条 区長等は、公益的な目的を共有する活動団体、教育機関その他の事業者等との協働事業を推進するために、支援その他の必要な施策を講じることに努めるものとする。

2 区長等は、協働事業が円滑に遂行されるように、相互の責任及び役割分担等についてあらかじめ明らかにしなければならない。この場合において、区長等は、協働事業に関する協定を締結することができる。

### (地域における協議会)

第27条 区長は、区民との協働によるまちづくりを推進するために、一定の地域区分を定め、それぞれの地域に協議会を設置することができる。

2 区長は、前項に定める協議会を設置する場合は、多様な区民が参加できるように配慮する

とともに、その運営については、できるかぎり区民の自主性に委ねるものとする。

## 第5章 区議会

### 第1節 区議会の意義及び役割

#### (区議会の設置)

第28条 区民は、法律の定めるところにより、直接選挙で選出された議員で構成される区議会を置く。

#### (区民の信託と区議会の権限)

第29条 区議会は、区民の信託に基づく議事機関として、区民の意思を区政に反映させるため、条例の制定又は改廃、予算及び決算の認定等の事件について議決する権限を有する。

#### (区議会の役割)

第30条 区議会は、自立的な意思決定機能の向上を図るとともに、区民自治の発展を支える役割を果たさなければならない。

2 区議会は、区民の意思の把握に努め、これを区政に反映させるため、政策の提案及び立法を行わなければならない。

3 区議会は、区長等が執行する事務・事業に関する検査、調査、意見聴取等の権限を活用し、適正に事務・事業が執行されているかを監視しなければならない。

#### (議会運営)

第31条 区議会は、区民の意思を代表する議事機関としての役割を果たすため、十分な審議を尽くすとともに、円滑な議会運営に努めなければならない。

2 区議会は、区民との政策情報の共有を図り、議会活動について区民に分かりやすく説明するとともに、議会への区民参加を推進し、開かれた議会運営に努めなければならない。

### 第2節 議員の責務

#### (行動の指針)

第32条 区議会議員は、多様な区民の意見・要望を集約し、総合的な視点に立って区政に反映させることを行動の指針としなければならない。

#### (議論の活発化及び能力の向上)

第33条 区議会議員は、社会経済情勢、政策情報等に関する認識を深めるため研さんするとともに、議員間の議論を活発にし、審議能力及び政策立案能力の向上に努めなければならない。

## 第6章 区長

### 第1節 区長の意義及び役割

#### (区長の設置)

第34条 区民は、法律の定めるところにより、直接選挙で選出された区長を置く。

#### (区民の信託と区長の権限)

第35条 区長は、区民の信託を受け、区を統轄し、これを代表する。

- 2 区長は、区政の執行機関として、区議会への議案の提出、予算の調製、特別区税の賦課徴収等の事務を管理し、これを執行する権限を有する。

(区長の役割)

第36条 区長は、自立した区政の確立を図るとともに、区民自治の発展を支えるために区民自らが学習するための機会及び場所の提供等の支援に努めなければならない。

- 2 区長は、区民の意思を反映した行政サービスを効率的かつ効果的に提供し、区民福祉の向上を図らなければならない。
- 3 区長は、毎年度、行政運営の基本方針を定め、これを区民及び区議会に説明するとともに、その達成状況を報告しなければならない。

(組織及び職員の管理)

第37条 区長は、区民に分かりやすく効率的であるとともに、区民の多様な行政需要及び行政課題の変化に迅速に対応できる行政組織の整備に努め、組織横断的で総合的な視点から行政運営を行わなければならない。

- 2 区長は、この条例の理念にのっとり、区民と協働したまちづくり及び区民福祉の向上を図るため、職員の育成及び適切な登用に努めなければならない。

## 第2節 区の職員

(区の職員の責務)

第38条 区の職員は、自らも区民の一員であることを自覚し、区民との協働の視点に立ち、区民の信頼の獲得及び満足度の向上に努めなければならない。

- 2 区の職員は、自らの職務が区民の信託に由来することを自覚し、誠実かつ公正に、及び創意をもって能率的に職務を執行するとともに、この条例の理念を職務執行の指針として、自治の実現に努めなければならない。

(公益通報等)

第39条 区の職員は、行政運営に違法若しくは不当の事実がある場合又は当該事実の発生のおそれがあると思料する場合には、これを放置せず、かつ、隠すことなく事態の是正に努めるとともに、行政運営を常に適法かつ公正なものにするよう努めなければならない。

- 2 前項に定める是正行為に係る公益通報の取扱いに関して必要な事項は、別に条例で定める。

## 第7章 区政運営

### 第1節 行政運営

(基本構想及び計画行政)

第40条 区長は、この条例の理念にのっとり、地域の将来展望を示す基本構想及びこれを具体化するための基本計画等を策定し、総合的・計画的な行政運営を行わなければならない。

- 2 区長は、社会経済状況を踏まえ、重点的に展開すべき施策等を明らかにするとともに、計画から予算、執行及び決算を経て評価に至る行政運営の仕組みを構築しなければならない。
- 3 区長は、政策の立案に当たって地域の課題等を区民と共有するとともに、区民との協働による政策の立案及び実施に努めなければならない。

(行政手続)

第 41 条 区長等は、行政手続に関して共通する事項を別に条例で定め、行政運営の公正の確保及び透明性の向上を図り、区民の権利・利益の保護に努めなければならない。

(行政評価)

第 42 条 区長等は、基本計画等に基づく政策等の成果及び達成度を明らかにし、効率的かつ効果的な行政運営を行うため、行政評価を実施し、その結果を公表するものとする。

(財政・財務)

第 43 条 区長は、財政の健全化及び自立的な財政基盤の確立に努め、区民負担の適正化を図らなければならない。

2 区長は、予算及び決算結果について、区民に分かりやすく説明するとともに、区の財政状況及び財務諸表を公表し、区長の財政方針を明らかにしなければならない。

3 区長は、区が保有する財産を適正に管理し、その効率的な活用を図らなければならない。

(危機管理)

第 44 条 区長等は、区民の生命、身体若しくは財産に重大な被害が生じ、又は生じるおそれがある緊急の事態等に的確に対応するための体制を整備し、区民生活の安全性の確保に努めなければならない。

2 区長等は、大規模災害等を想定した危機管理体制を整備し、大規模災害等の発生時には、区民、関係機関、広域的な相互協力機関等と連携し、区民生活の支援に努めなければならない。

3 区民は、大規模災害等の発生時に自らの安全確保を図るとともに、近隣同士で助け合えるように日常的な交流を通じて相互の信頼関係を築くことに努めるものとする。

第 2 節 他機関等との連携

(国及び都との関係)

第 45 条 区は、区民に最も身近な自治体として、国及び東京都との役割分担の明確化及び財源配分の適正化を図り、対等な政府間関係の確立を目指すものとする。

(他の自治体等との連携)

第 46 条 区は、他の自治体、国及び関係機関と連携し、地方自治を確立するための法制度の構築に取り組み、自治の拡充を図るものとする。

2 区は、他の自治体、国及び関係機関と連携し、共通する行政課題の解決に取り組むことに努めるものとする。

(国際的な連携)

第 47 条 区は、在住外国人、国際交流又は国際貢献を目的とする活動団体、他国の自治体等と連携し、平和、人権、社会、経済、文化、教育、環境等の諸課題について、地域からの視点と全地球的な視野で解決に取り組むものとする。

附 則

この条例は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。